

令和2年10月20日

建設工事及び建設工事関連業務において、不落随契に移行する際の基準について

沼津市

建設工事、建設工事関連業務等を執行する電子入札において、落札者がいない場合の随意契約（不落随契）への移行について下記のとおり定めたので、お知らせします。

記

1 不落随契に移行する場合

再度の入札（2回目の入札）を行った結果、予定価格超過により落札者がいない場合において、最低の入札価格に税を加えた額と予定価格との差額が、予定価格の概ね5%以下であり、かつ、市が入札の状況から随意契約が可能であると認めるとき。

※再度の入札で有効な入札がなかった場合には、不落随契に移行しない。

2 不落随契に移行した場合に見積書を徴する対象者

(1) 価格競争の入札

再度の入札で有効な入札を行った者のうち、最低価格であった者を対象者とする。最低価格が複数存在する場合は、電子入札システムによるくじ引きにより、対象者を決定する。

(2) 総合評価落札方式の入札

再度の入札で有効な入札を行った者のうち、最高評価値で、かつ入札額に税を加えた額と予定価格との差額が概ね5%以下であった者を対象者とする。

3 不落随契に移行したが、不調となる場合

(1) 対象者の提示見積金額が予定価格以下とならず、協議が整わないとき。

(2) 対象者が辞退したときまたは、指定の日時までに見積りの提出がなされなかったとき。

(3) 対象者と開札の翌日の閉庁時間までに連絡がつかないとき。

※いずれの場合も次順位への移行はしない。

4 不落随契の導入時期

令和2年10月30日以降に入札公告又は指名通知を行う案件に適用する。

沼津市契約検査課

契約係 工事担当

T E L : 055-934-4713